

許可番号 0428070646

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4  
氏 名 株式会社東部環境  
〔法人にあつては、名称〕 代表取締役 工藤 豊和  
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成25年5月21日  
許可の有効年月日 平成30年5月20日

### 1 事業の範囲

事業の区分 中間処分—破砕  
産業廃棄物の種類  
中間処分—破砕  
廃プラスチック類 以上1種類  
(このうち石綿含有産業廃棄物を除く。)  
(以下余白)

### 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分—破砕  
設置場所 宮城県東松島市大曲字南浜1番4, 1番6, 1番10, 1番11  
設置年月日 平成17年5月24日  
許可年月日 平成25年3月1日  
許可番号 08-14-1  
処理能力 145.0トン/日(9.06トン/時間×16時間稼動)

施設の種類 中間処分—破砕  
設置場所 宮城県東松島市大曲字南浜1番4, 1番6, 1番10, 1番11  
設置年月日 平成25年3月1日  
許可年月日 平成25年3月1日  
許可番号 08-61-0  
処理能力 100.8トン/日(6.30トン/時間×16時間稼動)

施設の種類 中間処分—破碎  
設置場所 宮城県東松島市大曲字南浜1番4, 1番6, 1番10, 1番11  
設置年月日 平成25年3月1日  
許可年月日 平成25年3月1日  
許可番号 08-62-0  
処理能力 73.0トン/日(4.56トン/時間×16時間稼動)

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
平成15年5月21日許可  
平成20年5月21日更新許可  
平成25年5月21日更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存

無

(2/2)



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成25年3月1日

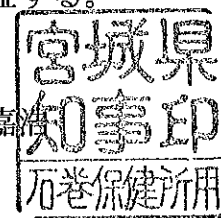
住所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4

氏名 株式会社 東部環境  
代表取締役 工藤 豊和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事

村井 嘉洋



許可の年月日	平成25年3月1日	許可番号	08-14-1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む）	施設の種類：廃プラスチック破碎施設 （法律施行令第7条第7号） 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類		
設置場所	宮城県東松島市大曲字南浜1番4、1番6、1番10、1番11		
処理能力	大型ラジアルカッター 72.0t/日（4.50t/時、16時間稼動） 小型ラジアルカッター 73.0t/日（4.56t/時、16時間稼動）		
許可の条件	条件なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年3月1日

住所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4

氏名 株式会社東部環境

代表取締役 工藤 豊和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事

村井 嘉浩



許可の年月日	平成25年3月1日	許可番号	08-61-0
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む）	施設の種類：廃プラスチック類破碎施設 （法律施行令第7条第7号） 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類		
設置場所	宮城県東松島市大曲字南浜1番4、1番6、1番10、1番11		
処理能力	二段式破碎機（回転式クラッシャー） 100.80t/日（6.30t/時、16時間稼動）		
許可の条件	条件なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年3月1日

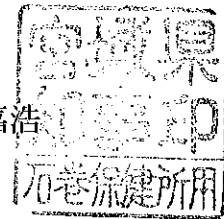
住所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4

氏名 株式会社東部環境

代表取締役 工藤 豊和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日	平成25年3月1日	許可番号	08-62-0
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む)	施設の種別：廃プラスチック類破碎施設 (法律施行令第7条第7号) 処理する産業廃棄物の種別：廃プラスチック類		
設置場所	宮城県東松島市大曲字南浜1番4、1番6、1番10、1番11		
処理能力	小型ラジアルカッター(ギロチン式) 73.0t/日(4.56t/時、16時間稼動)		
許可の条件	条件なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>有</span> <span>無</span> </div>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

受 理 書

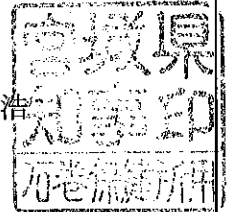
石 保 第 5 4 1 号

平成18年7月4日

住 所 宮城県石巻市元倉一丁目17番3号

氏 名 株式会社 東部環境 代表取締役 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による届出を次のとおり受理しました。

受 理 年 月 日	平成18年6月21日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	宮城県東松島市大曲字南浜1番4, 1番6
産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物の破碎施設 (法施行令第7条第7号)
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	廃プラスチック類
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	平成17年5月24日 08-14-0
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	なし